

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番全国港湾19FAX第85号)
(宛先)	2020年 5月15日 時 分
各 四役・中央執行委員・地区港湾議長(委員長) 殿	(発信者)
(件名)	全国港湾書記局 

新型コロナウイルス感染防止等に関する諸制度について/厚労省との協議について

(本文) 5月14日(木)14時より、厚生労働省と新型コロナウイルス対策に関する「休業補償」や「雇用調整助成金」など、政府が適用する制度について説明を受け、社会的要請に基づく「就労」に対する組制度について意見交換を行った。以下の質問について、厚生労働省より資料提供を受けたので添付します。

1. 今般の事態において適用(検討中を含む)される「労働者保護のための諸制度」について

- (1) 検査・通院・隔離・入院など「感染」を事由として「休業を余儀なくされる場合」
  - ① 既存の「年休・私傷病休暇」ではなく、公的制度によって「休暇」と「賃金」が補償される制度はあるか。
  - ② あるとすれば、その内容を具体的に明示されたい。ないとすれば、検討中かどうか。

<資料1参照>

- (2) 港湾労働は、「休業が要請」されるのではなく、逆に「就業が要請される」職種であるが、その場合、コロナ感染は「公的傷病」として、「特別な補償」があるか。
- (3) 感染経路が明らかで「業務上(例えば船員との接触)の感染」が明らかである場合、労災事故として認定されうるか。

<資料2参照>

2. 「港湾運送業務」における雇用問題について

- (1) コロナ禍による「貨物量の減少」で、港湾運送事業の売り上げ激減となった場合、港湾運送事業者が「雇用を維持し」、「事業を継続するため」の支援措置はあるか。
  - ① 雇用を維持するために、労働者に休業を命じた場合の措置、「雇用調整助成金」は港湾運送に適用されるか。
  - ② 適用された場合の、具体的措置と検討中の拡充措置の内容はどのようなものか

<資料3参照>

3. その他

- (1) 上記1.の休業補償と、2.の事業者支援策の関係はどのようなものか。重複適用も可か。
- (2) その他に政府が、用意するコロナ禍に係る「補償・保護等」の制度はあるか。

<資料2参照>

4. 「働き方改革」と港湾労働

- (1) コロナ禍により、やむなく長時間労働となった場合、罰則適用を行うか

<資料4参照>

- (2) 感染リスクへの不安にともなう精神疾患は労災と認定し得るか。そのために、事前予防の啓発はおこなっているか。

<資料5参照>

以 上

<添付資料>

1. 新型コロナウイルス感染症の労災補償における取り扱いについて  
(厚労省労働基準局発 基補発 0428 第1号)
2. 生活を支えるための支援のご案内
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中小企業の皆様への  
雇用調整助成金の特例を拡充します
4. 新型コロナウイルスに関する Q&A(企業のかた向け) 厚労省 HP コピー
5. 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト